

午前 10時30分開会

○岩佐委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会します。

欠席届が出ています。法務担当課長が、家族の看護、介護のため欠席です。

本日は議案審査を予定しています。議案審査に当たりまして、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、区長にご出席いただきました。区長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、本日の日程をご確認ください。議案審査が5件、地域振興部の報告事項が2件、政策経営部の報告事項が1件です。日程の順に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査です。

議案第44号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例の審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○前田財政課長 それでは、資料番号01、政経01の資料をご覧になっていただければと存じます。千代田区手数料条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

項番1、項番2、併せてご覧いただければと存じます。改正理由及び改正概要でございます。

（1）でございますけれども、衛生関係手数料でございます。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行、また、施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されまして、薬剤師への義務などが法制化されてございます。条項等、改められた部分につきまして、手数料条例にて引用してございますため、その条項ずれを改正するものでございます。具体には、別表、衛生関係手数料の事務の28の5、29、30に記載している引用条文を改めるものでございます。

（2）でございますけれども、建設関係手数料でございます。「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」の改正に伴いまして、マンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正され、「マンション管理適正化支援法人」の業務等が加えられてございます。こちらも条項等改められた部分につきまして、手数料条例にて引用してございますため、その条ずれを改正するものでございます。具体には、別表、建設関係手数料の事務の57、58、59に記載している引用条文を改めるものでございます。

項番3、施行期日でございます。（1）衛生関係手数料につきましては、公布の日から、（2）建設関係手数料につきましては、一部改正法の施行の日が本年11月28日と案内されており、その予定で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

項番4、新旧対照表でございますけれども、別紙にてご準備をさせていただいてございます。内容等、ご確認ください。と存じます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

これより質疑に入ります。何か質疑はございますか。

○秋谷委員 これ、二つの手数料は、これは法律が改正されることによって、条例が形式

的に変わるものであるというだけですよね。

○前田財政課長 ご指摘のとおりでございます。条項ずれ等を整備させていただきまして、内容等の変更はございません。

○岩佐委員長 ほかに質疑ございますか。（「なし」「はい」と呼ぶ者あり）

はい、はやお副委員長。

○はやお副委員長 まあ、これは形式的なものだということで理解はしているんですけども、まあ、そんなことはない、ないと思うんです。今回のこの改正によって、手数料額の変更は伴わないということなんですけど、引用条項の変更ということもありますので、こういう申請書式だとか、場合によっては、この申請の窓口での、何かこう、変更というのは生じるのかどうかということについてお答えいただきたい。

○前田財政課長 このたびは、この条項ずれの整備というような形になりますので、手数料の金額の変更もございませんし、何か手続上の変更というものもございません。

○はやお副委員長 最後。まあ、そういうことで結構ですけども、ただ、やっぱり心配することが、この行政サービスの実務的な部分での混乱というのが、この辺のところで、もう一度繰り返しなんですけども、起きるのか起きないのか。もう一度、そこを明確にお答えいただきたい。

○前田財政課長 改めてのご説明となります。今回は条項ずれの整備となりますので、何か行政上の手続が変更になるとかといったことはございません。この引用する法律に基づきまして、条項等を整備させていただきまして、適切に手続を進めてまいりたいというふうに思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 米田委員。

○米田委員 今、皆さんから聞いていただいたとおり、変更ないということなんですけど、建設関係で、マンション管理適正化支援法人が追加されたとあります。このことによって、我々区民や管理組合が関与する機会とか、そういったことはあるのかなのか。特段なければ、もうそれはそれで結構なんですけど、その点だけ聞かせてください。

○前田財政課長 ただいまご指摘を頂きました案件につきましては、具体的な中身のところについてかというふうに存じてございます。マンション管理適正化支援法人、この位置づけ等という形になりますけれども、こうしたものが新設されて、どう取り扱っていくのかというのは、具体的に今後というふうに考えてございます。

一方で、この取扱い自体は、既にまちみらい千代田で、ある意味では千代田区としても取り組んでいる中身のものもございまして、そうしたところの対応をどうしていくかというところが、今後焦点になってくるかなというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○米田委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。討論は省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第44号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第44号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第44号の審査を終わります。

次に、議案第46号、旧区立練成中学校改修工事請負契約について、議案第47号、旧区立練成中学校改修電気設備工事請負契約についての審査に入ります。

この二つの議案は関連しているため、一括して執行機関からの説明を受け、質疑・討論も一括して行い、採決は1件ずつ行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、執行機関の説明を求めます。

○湯浅契約課長 それでは、まず、旧区立練成中学校改修工事請負契約につきまして、政策経営部資料2に基づきご説明をさせていただきます。

本件は、9月5日の企画総務委員会で、事前に情報提供をさせていただいたものでございます。

項番1、工事場所、項番2の工事概要、項番3の工事期間につきましては、さきにご説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

項番4の契約方法でございますが、制限を付した一般競争入札による契約、こちらは単体または2者JVで入札公告を行っております。

裏面をご覧ください。次のページですね。失礼しました。

ご参考に、入札参加要件を記載してございます。主な要件といたしまして、建築共同企業体（2者構成）または単体事業者のどちらか一方で参加すること、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること、登録業種は「建築工事」であることなどでございます。そのほかの要件は、こちらに記載のとおりです。

前のページ、表面にお戻りください。

項番5の入札結果の詳細をご説明いたします。8月26日に開札を行い、こちらに記載の5者による応札があり、辞退及び不参がそれぞれ1者ございました。開札結果は、さきにご報告させていただいたとおり、落札金額が税込み15億5,100万円で、ナカノフドー・福田建設共同企業体です。そのほかの入札金額等は、こちらの記載のとおりでございます。なお、事後公表としていた予定価格は18億1,534万1,000円。

項番6に、契約の相手方の詳細を記載してございます。

続きまして、旧区立練成中学校改修電気設備工事請負契約につきまして、政策経営部資料3に基づきご説明をいたします。こちら9月5日の企画総務委員会で、事前に情報提供させていただいたものでございます。

項番1、工事場所、項番2の工事概要、項番3の工事期間につきましては、さきにご説明させていただきましたので、こちらにも割愛させていただきます。

項番4の契約方法でございますが、制限を付した一般競争入札による契約（単体または2者JV）で入札公告を行っております。

次のページをご覧ください。

こちら、ご参考に入札参加要件を記載してございます。主な要件といたしまして、建築共同企業体（2者構成）または単体事業者のどちらか一方で参加すること、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること、共同業種は――失礼いたしました、登録業種は電気工事であることなどでございます。そのほかの要件も、こちらに記載のとおりです。

前のページにお戻りください。

項番5の入札結果の詳細をご説明いたします。こちら8月26日に開札を行い、記載の2者による応札がございました。開札結果は、さきにご報告させていただいたとおり、落札金額が税込み6億1,050万円で、株式会社八洲電業社東京支店です。そのほかの入札金額等は、こちらに記載のとおりでございます。なお、事後公表としていた予定価格は6億6,418万円。

項番6に、契約の相手方の詳細を記載しております。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。はい、ありがとうございます。

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はよろしいですか。

米田委員。

○米田委員 まあ、請負契約ということなんで、工事の中身は別のところかと思います。で、一番最初に中学校の改修工事、電気じゃないほう、これ、85%の落札です。大幅に低下はしていないと思うんですけど、今、建築資材とか人件費が上がっている中で、この85%で大丈夫とは思うんですけど、その辺の確認はされているのか、お聞かせください。

○湯浅契約課長 こちらに記載にされております金額でございますけれども、予定価格といたしましては、所管のほうで精査しておりまして、また、契約課のほうでも、こちら、最低価格というのを設定しております。その中では、85.43%というような落札金額というのは妥当かと考えております。

○米田委員 妥当ということで、だと思えます。今後、また、これは契約で上がってくるとは思うんですけど、人件費とか資材の高騰で、契約変更等出てくるとは思うんですけど、その辺の考えは、今のところはないという答えなんでしょうけど、十二分に考えられると思えますけど、その辺の備えについてお聞かせ願えますか。

○湯浅契約課長 今後の物価上昇ですとか、そういった経緯を踏まえて、もちろんインフレスライドなどというのをやっていく予定ではございます。そういったところは約款等にも記載してございますので、対応については、こちらのほうも考慮してございます。

○米田委員 いつも聞いているんですけど、辞退と不参があったと。この理由について、ヒアリングされていると思うんですけど、公表できるのであれば、公表していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○湯浅契約課長 辞退となりました戸田ビルパートナーズ・TOM共同企業体でございますけれども、工事期間中におきまして、現場代理人を配置することが難しいため、辞退となっております。

不参につきましては、残念ながら、連絡を頂けていないという状況ですので、確認のほうはできてございません。

○米田委員 はい。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに何か質疑ございますか。

○はやお副委員長 米田委員と重なるところはあるんですけども、ちょっと切り口を変えると、今回の15億5,100万、そして予定価格が18億ということで、その差額ということから見たら、2億6,000万ということ。先ほどの話で、14.5%ということの差があるよと。つまり、大体85%ぐらいですよ。予定価格との比較をすると。一方で、電気設備のほうについては、計算してみると91%ぐらいということで、別に言うわけではないんですけど、これは傾向としてどういうふうに分析しているのかということ、建築関係だと、意外と15%ぐらいの違い、予定価格との違い。だけど、電気設備となると90%ぐらいの、何ていうんですかね、入札率になるんですが、この辺はどういうふうに分析しているのか、お答えいただきたい。

○湯浅契約課長 分析といいますか、あくまで主観的なところでございますけれども、改修工事請負契約につきましては、5者の契約という形で応札しておりますので、やはり契約金額の設定というのを下げてきているのかなというように見込んでます。一方、電気設備工事請負契約につきましては、2者というところで、やはりこの辺りは、価格の設定というのを多少高めにしているのかなというところで分析してございます。

○はやお副委員長 まあ、この辺のところについては、なぜあえて、昔もね、米田委員と同じように、不調に終わったり、なかなか入札が不成立であるということもあって、私も当時、委員長をさせていただいたときに、本当に現場の方が困っている姿を見ていました。で、そうは言いながら、これは別にこれ以上関連づけて言うつもりはないですけども、あるところで、今回の官製談合等々のあれでは、99.何%という落札率のところも出ているという状況の中でね、ここの辺のところを分析してないというふうに、私見ですけどということなんですけども、この辺というのは、だから、結局は予定価格の適正とかさ、積上げの在り方とか、何かこの辺というのは、本来であれば、そういうところから見たときに、判断をされている。それで、あと経済的な問題といったときに、労務単価とか建築資材が上がっているって先ほど指摘があったように、ただ、先ほどの、何でしたっけ、インフレスライドというのをやることによって、どのような、例えば入札サイドのほうですね、業者のほうで、特約をつけることによって対応しやすくなっているのか、この辺はどういうふうに分析しているのかをお答えいただきたい。

○湯浅契約課長 まず、価格の設定でございますけれども、こちらは所管のほうで一定の基準に基づきまして設定のほうをしております。その中で、契約のところでは、仕様書に基づきまして皆さん見積りをされていると思うんですけども、詳細の分析ですと、やはり受け止め方がちょっと違って、単価が上がっていたりですとか、単価が下がっていたり、そういったところで価格の差というのは出ているのかなと思います。

正確に分析ということになりますと、例えば応札のほうで不調に終わって、不調随契という形で企業にご説明をさせていただいて、所管のほうとお話し合いを頂き、価格の調整などをするんですけども、そういったところでは、やはり価格のすり合わせという

のができますので、詳細な分析というのはできるんですけれども、全体の金額の中だと、内訳というのがなかなかこちらでも把握できないので、少し難しいところがあるのかなと思っています。

○はやお副委員長 この辺のところについては、ちょっと私も専門ではない、何ていうのですかね、都のほうの赤本というのか何かという積算根拠の中で積み上げていくというのでも聞いています。その辺のところが、ちょっと答弁漏れしているのが、このインフレスライドってやることによって、この辺のところの差異を、中を埋められているのか、どのくらいの金額が上昇について対応できる。というのはね、業者のサイドとして、例えば外神田一丁目のところのときにですね、当初1.3倍って数字が出てきながら、もう今は2倍を超えているというふうに言われているんですね。だから、その辺のところの例えば積算根拠のところについての妥当性が、やっぱり若干行政サイドがやるものって低いのかなと思うんですね。そこが、それでいながら、さらに予定価格より、その数字がですね、15%のところと10%のところがあるんだけど、何がその辺を一番心配しているかというと、業者は業者なりに利益を出してもらいたい。あ、利益というか、やっぱり特別な利益という意味ではないですよ。きちっとした正規な形で、妥当性のある形でやっていって、そこが悩みのところだと思うんですけど、今回のことが、いろいろ事件が起きているから、この辺はどういうことについて、どのようにこの辺のところは話されているのか、もう一度、もう少し詳しくご説明いただきたい。

○湯浅契約課長 まず、インフレスライドのところでございますけれども、こちらでも基準のほうがございますので、一定の金額というのは、もう既に決まっているところでございます。もちろん、事業者からすれば、高い設定でインフレスライドやってほしいというようなご意向もあるかもしれませんが、約款の中では、最終的に調整がつかない場合は、こちらの契約課の基準額でやっていただくというような内容となっております。この辺りにつきましては、もちろんよくお話し合いを所管と頂きながら、価格のほうを設定していくところではございますが、逆に、事業者さんの価格でこちらとしても考えたいと思っているとところであっても、やはり根拠となる設定の基準額というのがございますので、それ以上お支払いできないというような状況があるのは、今のところ、こちらとしても懸念しているところではございます。

○はやお副委員長 ここのところはね、ちょっと専門性も高いことですので、一応、それなりに、あ、それなりにというか、きちっと妥当性も持って積み上げてきて、そしてこういうことになったというふうに受け止めさせていただきました。

と言いながら、あと一つ、僕はこれ昔言っていたから、ちょっとぴん——ご説明いただいたこともあるんだろうとは思いますが、改選後、あ、改選後というか、委員会が改めて替わったということで、この共同企業体による事業者の選定というところなんですけれども、第1順位と第2順位、これというのは、どんなバランスで第1順位とか第2順位というのを検討されているのか。つまり、第1順位を優先、当然、第1順位ですから、優先なんだろうと思うけど、この辺のところをもう少し詳細にご説明いただけるとありがたいです。

○湯浅契約課長 まず、こちらの設定ですけれども、JVという形、ジョイントベンチャーということで、共同企業体ということの種類で契約のほうはさせていただいております。

こちらにつきましては、既に基準額というのが決まっております、契約金額ですとか、そういったところの中で価格の設定をするところで、例えば格付ですね、こういったところが基準という形で持っています。その中で、所管とも相談いたしまして、応札があるような内容で、一部変更することはございますけれども、基本的には基準というのが決まっております、それで決定をしているところでございます。

○はやお副委員長 じゃあ、ちょっとさらに、また確認、確認というかですね、なんですけども、まあ、じゃあ、そういう基準に基づいて、それはオープンにはできないのかな。ちょっとその辺のところ、お答えいただきたい。

○湯浅契約課長 こちらにつきましては、千代田区のホームページなどで公表しているところでございます。

○はやお副委員長 載っているの。

はい。いいです。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第46号、旧区立練成中学校改修工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。賛成全員です。よって、議案第46号は可決すべきものと決定しました。

続けて、議案第47号、旧区立練成中学校改修電気設備工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第47号は可決すべきものと決定しました。

以上で、議案第46号、第47号の審査を終わります。

次に、議案第48号、千代田区立内幸町ホールの指定管理者の指定について、審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○武笠文化振興課長 それでは、議案第48号、千代田区立内幸町ホールの指定管理者の指定について、地域振興部資料1をご覧ください。

項番1、今回ご審議をお願いする理由でございます。内幸町ホールの第4期の指定管理期間が令和7年3月で終了し、令和7年度は工事期間中となるため区の直営としていますが、令和8年度から再び指定管理者による運営を行うため、指定管理者候補者選定委員会

による選定を行いました。指定管理者の指定に当たっては、区議会のご議決を賜る必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。

項番2、選定された指定管理者候補者は株式会社コンベンションリンケージ、選定理由は、提案された事業計画の妥当性、実現性、運営の安定性が評価されたためでございます。

項番3、指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

項番4、選定経過ですが、13の評価項目について総合的に評価し、選定しております。審査方法は、1次は書類審査、2次はプレゼンテーションとし、どちらも60%の配点獲得を採用基準としました。2ページ目に参りまして、選定委員会は3回開催し、申込み受付に当たっては、施設見学会を実施しております。申込み者は1者でしたが、2次審査で600点満点中458点と、76.3%を獲得したため、その1者が指定管理者候補者として選定されました。

項番5、選定委員会の委員は、記載のとおりでございます。

次のページには、選定に係る評価項目と配点、指定管理者候補者が獲得した得点を記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

前回の企画総務委員会でご指摘いただきました、選定委員会での意見は6点ございました。質問項目について、口頭でご報告させていただきます。

1点目、具体的なアクションについて。2点目、運営費の考え方について。3点目、区民及び区内を拠点とする文化芸術団体との協働について。4点目、若年層の利用促進について。5点目、緊急時の対応について。6点目、サービスの質の向上について。以上でございます。

項番の6、今後のスケジュールですが、今回の議案をご可決いただければ、令和8年第1回定例会で債務負担行為を設定し、令和8年3月まで協定内容を協議、令和8年4月1日から指定管理者による管理・運営を開始する予定でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

これより質疑に入ります。何か質疑はございますか。（「ないよね、ない」「ない」と呼ぶ者あり）ないの。じゃあ、私、聞いちゃおうかな。（「いいよ」と呼ぶ者あり）本当に。

じゃあ、すみません、私からちょっと聞かせていただくんですけれども、委員意見の中で、やっぱり若者の利用促進ですとか、それからサービスの向上というのが挙げられた。それから、区内の文化芸術団体との協働というのを挙げられたということなんですけれども、ここ、同じところが指定管理者として、今回、また新たに指定しようということなんですけど、以前は、区民割引とか、いわゆる区民優先枠というのがほとんどなくて、3月の1週間に文化祭ということ以外は、ほとんど一般のホールだったんですよね。その点については、この指定管理の、この選定委員会の中でも確認されたんでしょうか。

○武笠文化振興課長 ご指摘を頂きました区民優先につきましては、令和7年3月31日付で規則改正を行いまして、区民の優先予約と区民の利用料金の減免について定めたところでございます。規則改正を行った上で、要求水準のほうにも、規則を踏まえた区民の優先予約ですとか、利用料金を設定することを盛り込んで事業者募集を行っておりますので、

このたびは、今回の指定管理期間につきましては、前回よりも一層の区民への優待というところが可能になるかと考えているところでございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

私はこれだけなんですけど、ほかに。

○はやお副委員長 これ、説明いただいているのかもしれないんですけども、例えば1次につきましても2次につきましても、配点・得点というのが60%以上という基準を決めている。これについての数値的な根拠というのは、どういうところに置いているのか、お答えいただきたい。

○武笠文化振興課長 評価基準の中で、普通とされる点数をあらかじめ定めてございます。こちら、普通の点数をそれぞれの配点の60%というところで決めましたので、普通以上であれば、合格というふうな考えで選定を行っております。

○はやお副委員長 あと、一番最初に、先ほどの、口頭でというよりは、もう本当はちょっと箇条書でも欲しかったなと思うのが、やっぱり2次審査での、そういう、かなり定性的なところの指摘というのが、非常に重要だと思っているんですよ。だから、私もそのところはというふうに言ったつもりで、資料要求的に言ったんですけど、具体的なアクションとかというところ、もう少し掘り下げて、詳細に、どんなような具体的なアクション、これ、ちょっと非常に項目的な表現でしたので、そのところをご説明いただきたい。

○武笠文化振興課長 具体的なアクションということで、お答えさせていただいたんですけども、質問も、かなり大きな概要的な質問で、指定管理者候補者が示していただいた提案の中での運営方針について、具体的にどのようなアクションを取るのかといったご質問でございました。指定管理者のほうからは、区民に対する、この優先の予約なども含めたアクションを取りたいということで、回答を頂いているところでございます。

○はやお副委員長 もう、これで最後にします。

具体的なアクションということで、というのは、やっぱりその創造性とか、トライしていくということで、まさしく区長がね、今回、令和8年のときに、職員たちに求めるものは何かっていったら、挑戦という言葉だったわけですよ。つまり、具体的なアクションというところになってくると、どういうアクションか、より、今のところだったら、今までの既存のですね、区民優先とかなんとかというのはね、多分、何度も委員会、委員会から、いろいろなところから言われてきたことだと思うんですよ。特に重要な、そういう具体的なアクションというのは何だったのか、この辺のところはお答えいただきたいと。

○武笠文化振興課長 これまでも、内幸町文化祭という形で、区民を優先した取組を行ってきたところではありますけれども、規則に基づいて、年間を通して優先予約ですとか、減免の利用料金を適用することで、より区民に資する形での活動の場を提供していくというようなことでございます。区民優先以外にも、環境への配慮ですとか、文化力の向上を図る事業展開といったような回答も頂いているところでございます。

○はやお副委員長 何だか、余計分からなくなっちゃった。

○岩佐委員長 アクション。アクションが分からないね。

はい。ありがとうございます。よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。いいです。

○岩佐委員長 はい。

ほかに質疑ありますか。

○田中委員 先ほどの岩佐委員長へのご回答がありまして、内幸町ホールが改定されて、3月31日でね、改定されて、区民優先の予約方法だったりとか、減免の料金になるということで、大変これは素晴らしいことだと思っております。区民ホールがない千代田区民としては、すごい朗報なんじゃないかなと思っておりますが、ここに関して、もうちょっと詳しい情報というのは、今のところ頂けるんでしょうか。どのぐらいの料金になるとか。あ、料金の差、差というか、どのぐらいの優遇になるのかということをお教えください。

○武笠文化振興課長 具体的には、利用料金が幾らというところはこれからの協議になるところですけれども、代表者が区内在住で、構成員の半数以上が在住者の方から成る団体につきましては、5割減額という規定でございます。

○田中委員 ありがとうございます。とても素晴らしい改定だと思いますので、どんどんこれからも進めていっていただきたいのと、実質的に内幸町ホールが区民ホールの様な立ち位置になっていくのではないかなと思っておりますが、そこら辺のお考えはいかがでしょうか。

○武笠文化振興課長 より区民ホールのような形でご利用いただけるように運営していきたいと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（「すみません」と呼ぶ者あり）あ、ごめんなさい。のざわ委員。

○のざわ委員 指定管理者制度の、この選定のところで、5年間、5年間の指定期間ですと。管理者が受託すると思うんですけども、その金額と、ほかの入——ほかのは、まあ、お値段が、請負契約とかは、入札結果みたいな形で値段が入ってくるんですけど、こういう指定管理の場合は、5年間の請負の値段とか、書く必要はあるのかなのかというのは、どういうご議論をされていらっしゃるのかなというのは。

○岩佐委員長 どれぐらいで指定管理を出しているかというのを、毎年違うと思うんですけど、ご説明いただけますか。

○武笠文化振興課長 内幸町ホールの過去の指定管理料につきましては、大体3,000万円前後、年度によって、上下はございますけれども、3,000万円前後で支出があったところでございます。選定に当たりましては、収支計画書を出していただいて、その収支計画書が妥当かということも検討させていただいておりますけれども、具体的な指定管理料などにつきましては、今後の協定締結に向けて精査していくところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。指定管理料、3,000万ぐらい。はい。

のざわ委員。

○のざわ委員 収支計画書をきちんと精査されているということで、承りました。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがでしょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第48号、千代田区立内幸町ホールの指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第48号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第48号の審査を終わります。

次に、議案第49号、千代田万世会館の指定管理者の指定についての審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○赤海コミュニティ総務課長 それでは、議案第49号、千代田万世会館の指定管理者の指定につきまして、地域振興部資料2に基づきご説明申し上げます。

まず項番1、目的でございますが、千代田万世会館の指定管理期間が来年3月末をもって満了となりますため、新たに指定管理者を指定する必要があります。指定に当たりまして、千代田万世会館指定管理者候補者選定委員会の審議を経まして、指定管理者候補者を決定いたしましたもので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を賜るものでございます。

項番2、指定管理者候補者でございますが、株式会社日比谷花壇でございます。

恐れ入りますが、おめくりいただきまして、裏面の5、選定経過をご覧くださいませでしょうか。

まず、（2）にありますとおり——あ、失礼しました。5の選定経過でございますが、まず、（2）にありますとおり、4月に第1回選定委員会を開催し、募集要項を定め、この中で、（1）に掲げております選定基準等を決定いたしました。

その後、こちらの資料に記載はございませんが、5月に施設見学会を実施いたしまして、②にございます6月から7月にかけて、第2回選定委員会として財務評価等に関する第一次審査を実施いたしました。この段階におきまして応募は1団体となっておりますが、書類審査の結果、当該応募団体が第一次審査を通過いたしました。

③、そして8月に応募団体によるプレゼンテーション審査に基づく第3回選定委員会を開催し、応募団体を指定管理者候補者として選定いたしました。

（3）の評価結果につきましては、恐れ入りますが別紙につけさせていただいております評価表をご覧くださいませでしょうか。評価者5名の合計点、1,000点満点中60%以上を採用基準として設定いたしまして、表に記載しております評価項目、基準、配点に基づき審査を行い、791点を得たものでございます。

選定委員会のメンバーでございますが、6の名簿のとおりでございます。ご参照いただ

ければと存じます。

恐れ入ります、度々。資料の表面にお戻りいただけますでしょうか。4の選定理由でございます。当該団体は、他自治体においても葬祭施設の指定管理業務の豊富な経験とノウハウがあり、利用者の目線に立った運営やコンプライアンス遵守、スタッフ教育の徹底、花材、はなざいですね、花材を生かした自主事業の提案など、認知度向上に資する取組として高く評価できること。財政面では、収益力の改善と有利子負債の削減が重要な経営課題ではあるものの、資金収支計画も合理性及び達成可能性に重要な疑義はないとの判断がなされました。

以上のことから、指定管理者候補者として決定するものに至ったものでございます。

項番3、指定期間でございます。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

再び、恐れ入ります、裏面をご覧くださいませでしょうか。項番7、今後のスケジュールでございますが、本定例会におきまして指定管理者の指定についてご議決を頂いた暁には、その後、業務継続を可能にするための債務負担行為の設定を令和8年第1回定例会でご審議いただく予定でございます。令和8年3月まで区と事業者間で協議を行いながら、令和8年4月1日に協定の締結の予定となっております。

なお、参考資料といたしまして、従前の指定管理者のモニタリングにおける指摘事項及び改善報告につきまして、前回、資料をとということでご要求を頂いておりますので、委員の皆様限りとしてお配りさせていただいているところでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○永田委員 今回の選定で継続ということで、新たな建て替え後の運営を見越した状況になっていると思いますが、評価基準の中で今後の建て替え後の改善の例えば提案とか、そういったものが見受けられないんですけども、これまでの経験値もあると思うので、そういったことというのは何か提案されているんでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 今回の指定管理者の要求水準におきましては、現在進行している再開発でしょうか、そちらのほうに関しましては特に触れてございません。まだ、再開発のスケジュール進行について、状況が若干まだ不明確な部分もございますもので、現状、今の施設における指定管理としてこういった要求水準かということを前提に進めさせていただいたものでございます。

○永田委員 分かりました。建て替え後の運営については今後決めていくということで、現在、区民の方で万世会館を利用したいとなるとホームページにたどり着くと思うんです。ホームページは区の運営になっていて、非常に事務的なんですね。ホームページも今後、例えば運営、指定管理者の意向を反映するとか、分かりやすくしたほうがいいと思うのと、特に見えていて、例えば予約の状況というのも多分葬儀社が見るような仕様になっていて、個人の方が、じゃあ、急なご不幸があったときに万世会館を利用したいというときに、いろいろ区内の葬儀社の案内だったりとか、そういったいろいろ情報提供するようなこともできると思うんですね。そこら辺のホームページについて、何か考えはありますか。

○赤海コミュニティ総務課長 確かに、今、永田委員ご指摘のとおり、まず千代田区のホームページ上では万世会館というものの一つ項目がございまして、実際の利用料金などに

関しては今の指定管理者のホームページに飛ぶような状況になってございます。ただ、確かに、ご指摘のとおり、利用料金の体系などはご案内させていただいているところですが、メインのカスタマーというのがやはり葬儀社の方になるという前提がありましたもので、そういったようなつくりになっているんだろうなというふうに受け止めてございます。

一方で、一般の区民の方々が見た上で葬儀社の方に相談するというようなことも重々考えられますので、こちらのほうで検証しながら、新たな指定管理者と相談しながら、ホームページのよりよいつくり方は進めてまいりたいと思います。

○永田委員 万世会館の利用のこの話になってしまうんですけども、ご遺体を安置する冷蔵庫が2基あって、それを使用するには区内の葬儀社を通さないとできないとホームページにはなっているんですけども、実際に本当にそうなのかなと、ちょっとよく分からないんで。その辺は、例えば区民の方であれば、区内ではない葬儀社を利用する方もいると思うので、万世会館を使うにしても、そういったもう少し利用しやすいように、分かりやすいように、区民の方、ご不幸があったご家族が安心して葬儀を行えるような、そういう提案をもっと考えてほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 実態といたしまして、冷蔵設備が今二つでございましたでしょうか、更新をかけまして、その数の状況にもよるといいうふうに考えているところでございますが、基本的に万世会館で葬儀を挙げていただく前提の方ということで、今、永田委員ご指摘のような状況が生じているものと推察いたします。

一方で、区外の葬儀社を使われるような区民の方はいらっしゃると思いますので、改めて現状の指定管理者にも状況、ニーズなどをちょっと聞き取った上で、改善すべきところは改善に向けて動いていきたいと考えてございます。

○永田委員 はい、結構です。

○岩佐委員長 ほかに。

○米田委員 平成18年からやっていただいていた、今回も応募団体が1団体のみであったと。広く募集はかけていると思うんですけど、この状況を区として1団体だったということはどのように分析しているか、お聞かせください。

○赤海コミュニティ総務課長 応募が1者であったということでございますけれども、実際には、ホームページで公表した際に、ちょっと地方にはなるんですけども、問合せを1件頂いてございました。一方で、私どもの要求水準といたしまして、葬儀業を主として営む事業者は申し訳ありませんが除外をしている。公平性が保たれないということで。そのお問い合わせを頂いたところが、葬儀業ではないんですけども、一方でビルの管理運営の業を営むことを条件にしております、お問い合わせいただいた団体がそういった条件に満たないということで、事前の辞退と申しましょうか、そういったような状況がございまして、決して1者のみですと来ているという状況ではないということをご理解賜ればと存じます。

○米田委員 1者じゃないということは、よく理解しました。ただ、ほかの事業者もあるので、そういったところが手を挙げやすいようにしていくということが僕は大事なかなと思います。

財政面のところなんですけど、選定理由のところに書いているんですけど、収益力改善、有利子負債と書いています。今後家族葬とか増えていく中で、収益率がどんどん低くなる

可能性もあります。また、人件費は上がります。こういったところをしっかりと今後モニタリングしていくのが僕は大事だと思っているんですけど、5年間の中でしっかりモニタリングはあるんでしょうけど、その辺の見方、注視力、この辺をどう考えているか、最後にお聞かせください。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘のとおり、若干、やはりコロナ禍を経て、小規模な葬儀ですとか家族葬が増えているというのは現在の指定管理者も重々認識しておりまして、それに伴って収益力が落ちてきているというのも自覚をしているというのでしょうか、している状況でございます。

一方で、最近でフラワーアレンジメント教室を開催したり終活に関する講座を行ったりとか、そういったことで収益の確保をしていこうという努力が見られているところでございます。これは新たな指定管理者にも引き継がれるように、我々のほうでも指示、指導していきたいと思っております。

また、毎年の事業報告などがございますので、そちらで収支の状況ですとか財務の状況をどこまで分析できるかはまだ分かりませんが、注視してまいりたいと存じます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○米田委員 はい。

○岩佐委員長 ほかにございますか。

○のざわ委員 ご地元のご葬儀屋さんが4者あられるというふうに伺ってしまして、万世会館の指定管理のお話とちょっと違うんですけど、新しい万世会館建て替えに際しまして、その4者の方々もいろいろご相談いただいて、お使い勝手しやすいような建物にというお考えの質問をさせていただいたことがあると思うんですが、要は、評価集計表の中の3の④の地域への配慮、この中に指定管理者の方がご地元のご葬儀の方と一緒にうまくやれるような、そういう配慮という評価は入っていらっしゃるんでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 こちらの評価表の地域への配慮ということに関しましては、基本的には、やはり万世会館、葬儀利用という、主が葬儀利用という施設なものでございますため、そういったものを執り行う場合への周囲の配慮も主でございます。また、一方で利用される方々に対する配慮も当然含まれてございます。利用される方々、すなわち葬儀の主体となるご家族、親族の方々、また、それをフォローしている葬儀事業者の方々への配慮も、全て含んでいるというふうに認識してございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

のざわ委員。

○のざわ委員 葬儀の方々への配慮も含んでいるということで。当然、ご葬儀されるご主体の方々への配慮は当然だと思うんですが、今回は指定管理者の日比谷花壇様1者ということで、千代田区でのご経験もあるので大丈夫だと思うんですけども、今後、ほかの指定管理者の方々も手を挙げていただけるようになると、そういうご地元のもし万が一、違う方が指定管理者になった場合に、そういうご地元のご葬儀の方への配慮というのもすごい大切じゃないかなと思ひまして、そういう視点もこの指定管理者の評価集計表の中に入れていただくのは今後いかがかなと思ひまして、いかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 まず、現在の指定管理者でございますけれども、毎月でしたでしょうか、二月に1回でしょうか、のざわ委員ご指摘の区内の葬儀事業者さん4者さ

んとの連絡会を毎回開催してございます。これは情報共有でしたりサービスについての聞き取りなどを行っているというものでございまして、これは新たな指定管理者、これは、たまたま今回、日比谷花壇さん継続というような形にはなりましたが、別の指定管理者になった暁にも、当然、要求水準の中ではそういった連携ですとか情報共有については触れさせていただく予定でございますし、新たな指定管理者が決まった暁には、地域の葬祭事業者との情報共有、連携は密にしてもらいたい旨は伝えてまいりたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○岩佐委員長 ほかに、ご質疑は。

○はやお副委員長 ここのところについては、ちょっと委員会運営のことにもなるんですが、私、資料要求しました。参考資料につきまして。それについて、あえて委員にとどまるとかというのは、これは委員長に確認しなくちゃいけない内容と、それと、あと区議会事務局のほうで、参考資料というのは、委員限りにするというのは今までの経緯としてあったのかどうか、そのところ。

つまり、何かといったら、資料要求しておきながら委員留まりというのは、いまだかつて、僕、経験がないんだよね。ちょっと、そのところ。一般論としての区議会のほうの状況と委員会運営として。僕、もうこれ知らなかったから、今日、朝見てびっくりしてさ。

「委員限り」と書いてあったから。委員長として議事整理上、それをいいよとした理由について、僕はちょっと分からなかったから、そこをお答えいただきたいんです。

○岩佐委員長 私じゃないのか。

はい。コミュニティ総務課長。

○赤海コミュニティ総務課長 今回、モニタリング調査の指摘事項及び改善報告ということでご要求を頂いております。こちらにつきましては所管のほうの考えということになってしまいますが、（発言する者あり）モニタリングの報告に関しましては、前年度に行ったモニタリングについて、大体今ぐらいの時期に報告をさせていただいているということで、例年A3判でしたでしょうか、の資料を配付させていただいているところでございます。

今回お示ししておりますのは、指摘事項に関しましては、当然そのときのものと全く同じものでございますけれども、改善報告の中には、その当時、まだ着手がされていなかったものに関してもしっかりと記載を、新たな部分で記載をさせていただいている部分が若干程度あるということもございまして、今回、委員限りということで判断をさせていただいたものでございます。

○岩佐委員長 これ……

○はやお副委員長 参考資料と言っただけでさ、委員限りと……

○岩佐委員長 初めからあったんだけど。モニタリングのこの調査の結果が今回の指定管理者の指定とはリンクしていないので、この議案の審査に対しての資料としてはメインの資料にはならないということで、あくまで参考ということで……

○はやお副委員長 それはいいの。

○岩佐委員長 そこは、事前に……

○はやお副委員長 そこまではいいんだけど、委員限りと。

○岩佐委員長 はやお副委員長。

○はやお副委員長 それは、参考資料ということは、私もね、それはいいですよという話はしました。だけど、参考資料が委員限りの資料にするというのは、もう一段階、ちょっと違う切り口だと思うんで、そこはどういうふうにしたのか。それと、あと区議会事務局のほうで、こういうことについては、かつてあったのかどうか。そこについて確認していただきたい。

○岩佐委員長 暫時休憩します。

午前11時27分休憩

午前11時34分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

先ほどはやお副委員長からご指摘のありましたこの参考資料の取扱いについてなんですけれども、事前にはやお副委員長が資料要求されたにもかかわらず、これは直接の指定管理者の指定についての関係のある資料ではないという判断で、私のほうから参考資料でとどめて委員限りの参考資料にいたしましたけれども、ちょっとそこに対しては、せっかく資料要求していただいたのに、しっかりと皆様へのご説明が足りなかったことをおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

よろしいですか。

はい。はやお副委員長。

○はやお副委員長 そういうことで、ちょっと議事整理のところ。これは、正副での話と言えないのでね。

あと、ここのところの万世会館のことについて、財務のところについては、もう一度、万が一、財政状況について悪化した場合、これはどういうふうにもモニタリングして。それは、モニタリングのことじゃないですよ。どういうふう。というのは、厳しい事業であることは間違いないんですよ。なかなか、今、家族葬になっていったりしているから。こういうところについては、どういうふうに瞬間瞬間のところで判断をしていくという考えなのか、お答えいただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 先ほど年次の報告というふうに触れさせていただきました。ただ、確かに葬祭業を取り巻く状況はかなり悪化しているということもございまして、葬祭業の、業というか、葬祭の施設である万世会館の収益もなかなか難しいという状況がございます。したがって、例えば四半期の一度の状況を報告してもらおうとか、そういったような工夫をちょっと検討してまいりたいと思います。

○はやお副委員長 こころの辺のところは、財政のところは節目節目できちっと確認をしていていただきたいということと、そこが今後のこと、先ほど米田さんだったか、のざわさんだったか、今後の再開発の件については、確かに今回は関係ないよということなんです。でも、つまりビジネスとして合っていくか、合っていかないかといったときには、長期的なものというのはだんだん出てくると思うので、今のこの5年間はそうだろうと思うんですけれども、どのようなタームで。

そしてまた、執行機関のほうの所管としてね、この再開発はなかなか、今、都市計画決定はされたけども、それをどうのこうの言うつもりはないけれども、ただ、これのところ

については二重投資になる可能性があるんですよ。つまり、何かといったらば、この万世会館のところを再開発法で機能更新をしていこうという、そういう考えなわけですよ。で、それを延ばすことによって、結局は財政的にどのような、例えば修繕だとかが新たにどういうふうにかかるのかということについては、どう考えているのか。そういうところを踏まえて、例えば指定管理に対するいろいろな選定というの、今後ですよ、出てくるので、このところを踏まえてもう一度お答えいただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘のとおり、今、再開発の中での期間がなかなか、まだ定まっていないという状況がございます。現状においては、先ほどの答弁と重複してしましますが、来年度からの5年間は現在の建物であるだろうという前提で今進めさせていただいているところでございますけれども、おっしゃるとおり、それが、もし現在の建物の状況が延びていく場合、そういった場合の施設の維持管理、当然、多少費用がかさんでくる、修繕しなければいけないことも出てくるかと思えます。それに関しましては、区側で行うものなのか、指定管理者側で行うものであるのかということで、その辺りはこれから協議を進めてまいりたいと思えます。

○岩佐委員長 管理者にやらせるの。

○はやお副委員長 ちょっと、それ、いこう。

○岩佐委員長 はやお副委員長。

○はやお副委員長 いや、これ、ビジネス的にもかなり収束してきそうなの、今の状況ですよ、この5年間で。それなのに、修繕のところについて、小規模な修繕だったら、それは指定管理という話はあるだろうけれども、結局は、都市計画決定までして機能更新をやっていこうということになったとき、これは大規模修繕なんですよ。に近いものが出てくる可能性があるからこそ、建て替えようということだったんじゃないんですか。だから、そうしたときに、どのような費用が発生するかといったら、当然、執行側のほうで、千代田区のほうで考えなくちゃいけないことなんですよ。そうすると、財政的にどういうふうにやっていくのかということも考えなくちゃいけないことなんですよ。だから、それをどういうふう。

所管のほうとしては、このことを通しながらも、場合によっては、実は、関係ないと言いつつも、実際、これだけ長い間蓄積しているノウハウというのは大きいわけですよ、指定管理業者としては。何が必要で、何が不必要かということも理解しているんですよ。だから、そういうところのアドバイスを含めて、今後の将来性のことも含めて、ここは逆に言ったら膝を突き合わせて話さなくちゃいけないタイミングに来ているんじゃないかということを思っているんですけど。ただ形式的に指定管理を決めたからということじゃなくて、ただ、今後のそういう開発がかかっている中で都市計画決定を樋口さんが打ったんですから。だから、そこのところからしたときに、どういうふうにするのか、もう一度お答えを。

○印出井地域振興部長 少しひもといてご説明させていただきたいと思えますけれども、今回の件につきましては、少なくとも再開発の動向を抜きにして今後5年間、現状の建物の中でということになってきております。ですので、今のご指摘は、今回の指定管理者の指定というよりも、今後の万世会館の運営の見通しというところになるのかなというふうに思っております。我々は、万世会館、一つは機能更新の必要性というところもあった

ところですけども、一方で、長らくやっぱり使い勝手が非常に課題があるよという指摘を区民の皆様、関係者の皆様から頂いてきたところでございます。その課題を解決するに当たって、やはり再開発という手法をうまく活用しながら、できるだけ早期に機能更新していきたいというふうに考えているところです。

一方で、おっしゃるとおり、様々資材の高騰という状況がありまして、再開発のスケジュールに影響を及ぼすというようなことも我々もまちづくりのほうとは共有しているところですけども、それにつきましては、やはり、その状況が生じたときにしっかり対応ができるような形で、次の指定管理の時期までに向けて。おっしゃるとおり、万が一、そういう状況になったときについては、現状の指定管理者、並びに先ほど来お話がありましたけれども区内の葬祭事業者さんと密に連携を取り合いながら、適切な対応が取れるように財政面も含めてしっかり検討してまいりたいというふうに思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 ほかにご質疑はありますか。

暫時休憩します。

午前11時42分休憩

午前11時43分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

ほかに質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。

私から1点だけ。大した話じゃない、大した話と言っちゃいけないんですけども、選定の委員会の、ちょっと全員男性なんですよね。いろいろ区でも、こういう形式的なことはあまり言いたくはないんですけども、こういうバランスみたいなものも、もう少しあってもいいんじゃないかなというので。5人ぐらいですと、どちらかに偏ったりすることもあると思うんですけども、もし、そこに何かあれば、ちょっとご説明いただけますか。

○赤海コミュニティ総務課長 男女の比率ということでご指摘を賜りました。確かに、ちょっと配慮が足らなかったかもしれません。一方で、いわゆる地域を代表する方などにやっていただくという前提で進めてしまいましたもので、ご覧いただいているような構成になったという結果でございます。ご理解賜ればと存じます。

○岩佐委員長 そうですね。ありがとうございます。先ほどの内幸町ホールの指定管理は逆に女性がたくさん入っているわけで、事案によって、女性、男性を、どこでバイアスをかけているのかというふうに言われかねないようなことにならないほうがいいんじゃないかなとちょっと思ったんですけども。

あ、はい、田中委員。

○田中委員 今に関連してなんですけれども、委員の公認会計士の方の枠とか。有識者の方というのは、ふだん、いろんな委員会に入っていると思うんですけども、ここの公認会計士さんの枠というのは、何か土業で順繰りにいくとか、そういうことなのか、それとも何か公認会計士さんという枠で決められているのか、ちょっと教えていただけますか。

○岩佐委員長 有識……

○赤海コミュニティ総務課長 ちょっと私のほうで捉え違いをしていたら申し訳ありません。公認会計士の方につきましては、まず一つが財務に関係することがございますので就

いていただいているという状況がございます。

また、5年ごとの選定委員会で順番があるのかということでしょうか。順番というのは、人の順番ということでしょうか。恐れ入ります。

○田中委員 土業、さむらい業の方とかで、こう回っていくのか。

○赤海コミュニティ総務課長 今ご答弁さしあげたとおり、財務の関係がございますため、公認会計士の方ということで、5年前も同じ方で。

○田中委員 もうフィックスで。

○赤海コミュニティ総務課長 はい。同じ事務所というんでしょうか、でお願いしたところでございます。

○岩佐委員長 公認会計士さんという方が必ず入るということですね。

○田中委員 分かりました。

○岩佐委員長 はい。

ほかに質疑、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは討論を省略します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第49号、千代田万世会館の指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第49号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第49号の審査を終わり、日程1、議案審査を終了いたします。

区長退席のため、休憩します。ありがとうございました。

午前11時46分休憩

午前11時51分再開

○岩佐委員長 それでは、委員会を再開いたします。

日程2、報告事項に入ります。

地域振興部（1）特別区区民葬儀における助成制度創設について、理事者からの説明を求めます。

○赤海コミュニティ総務課長 次に、地域振興部資料3に基づきまして、特別区区民葬儀における助成制度創設についてご報告させていただきます。

特別区区民葬儀における助成制度創設につきましては、去る8月1日に特別区長会が公表したものを基にポスト対応させていただいたところでございますが、改めて概要や助成制度創設の理由、また特別区の火葬場を取り巻く状況などについてご報告させていただくものでございます。項を追って、順番に説明させていただきたいと思います。

まず、項番1、特別区区民葬儀の概要でございます。特別区区民葬儀とは、区民の葬儀

費用の負担軽減のため、指定業者の協力により協定料金で葬儀が行える制度でございまして、区民葬儀制度の利用に際しては、区窓口で発行する区民葬儀利用券を使用するものでございます。この区民葬儀利用券は、祭壇、霊柩車、火葬・遺骨収納容器の３種類がございまして、利用者が必要とするものを選んで組み合わせて利用できるという仕組みでございます。なお、この区民葬儀券ですが、区民葬儀取扱業者以外は取り扱えないというものでございます。

２番の助成制度創設の理由でございしますが、区民葬儀取扱業者のうち、火葬券の利用先であって特別区内で６か所の火葬場を運営する東京博善株式会社が、令和８年３月３１日をもって区民葬儀の取扱いを取りやめる旨を公表いたしました。これにより、これまでの区民葬儀制度による金額での当該会社での火葬を行うことができなくなるという状況となります。また、昨今の物価高により葬儀全般に係る費用が増加していること、火葬場が区民生活に不可欠なものであって公共的な施設であることを踏まえまして、区民葬儀を利用する方の経済的負担を軽減することが助成制度を創設するという理由でございます。

次に、項番３、火葬場の状況でございます。

（１）火葬場でございますが、特別区内には９か所の火葬場がございまして、そのうち７か所は民間企業が経営しており、いずれの火葬場も墓地、埋葬等に関する法律の制定以前に開設されたものでございます。特別区の区域においては、明治時代から民間による経営・管理が行われて現在に至っております。９か所の火葬場は、表をご覧くださいいただければと存じます。

（２）番、区民葬儀利用者の火葬場の利用状況でございしますが、特別区におきましては東京博善株式会社火葬場の利用が約９割、千代田区におきましては、ほぼ全てが東京博善株式会社火葬場の利用という状況でございます。

東京博善株式会社火葬場の火葬料金でございしますが、一般料金として今９万円、区民葬儀券を利用した場合には５万９,６００円という状況でございます。

おめくりいただき、裏面をご覧くださいいただけますでしょうか。次に参考となりますが、４、千代田区の死亡者数と区民葬儀利用者等についてです。令和６年ベースでございしますが、亡くなられた方は４８９名いらっしゃいました。そのうち、区民葬儀券を利用なさった件数としては７４件ございました。この７４件の火葬券の利用状況でございしますが、ご覧いただいているように７２件が利用されているところでございます。こちらが全て東京博善株式会社の火葬場という状況でございます。

次に、これから検討を急ぐ助成制度に関してでございしますが、５番、助成内容および期間についてでございまして、助成内容といたしまして、区民葬儀券の祭壇券などを利用し、かつ特別区が指定する民営火葬場、これは区民葬儀の取扱いをやめた火葬場を利用する場合となりますが、こちらを利用した区民に対して助成をするという前提でございまして、

期間は令和８年度から当面の間を見込んでございます。

６、今後の動向といたしましては、区民葬儀制度は維持していくとともに、助成制度の導入について、現在、２３区で実施内容等詳細を検討中という状況でございます。

ご報告は以上でございまして、

○岩佐委員長 はい。ご説明が終わりました。質疑に入ります。質疑、はい。何か、この件について質疑はございますか。

○田中委員 ご報告、ありがとうございました。区民葬儀の利用者数ということで、大体お亡くなりになられた方のうちの15%程度にとどまっているということで、こちらはどのように分析されていますでしょうか。周知の問題とかなのか、何かほかの問題があるのか。

○赤海コミュニティ総務課長 周知が足りているか、不足しているかとなると、ご存じですかという調査をしたことが正直ございませんので、どれぐらいご存じ、行き渡っているかというのは、申し訳ありません、ちょっと今お答えできない状況でございます。

一方で、これはあくまで想定の範囲を抜けられないんですけども、ご家族が亡くなった場合に、区民葬儀券をお渡しするのが先ほどもご案内さしあげたように主に総合窓口課の窓口などになるんですけども、死亡届などを出された際にお渡ししているものと認識してございます。そういった場合、ご家族はかなり多忙になられていらっしゃると思いますので、主に例えば区内の葬儀事業者さん、引き受けた葬儀事業者さんが死亡届を出されたときに、この家族は区民葬儀が必要だねということで受け取っていらっしゃるというふうに推察しているところでございます。その結果として例年大体このぐらいの件数という状況でございますので、そういうような推察をしているというところでございます。

○田中委員 ありがとうございます。これは今後、そうすると、今回こういう新たな取組、助成制度を創設するに当たって、もう少しプロモートしていくとか、何かそういうようなお考えというのはあるのでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 こちらの区民葬儀制度の成り立ちといたしまして、やはり葬儀というのが比較的費用がかさむものという前提があったことから、なかなか生活が厳しい方々、葬儀を行うのが厳しい方々向けに、比較的低廉な価格でやっていこうということが出自でございます。よって、こうした方は区民葬儀をご利用いただけますというご案内は、さらに進めていく必要があるかなというふうに考えているところではございます。

○田中委員 ありがとうございます。

○岩佐委員長 ほかによろしいですか。

米田委員。

○米田委員 民間の火葬場がこの制度をやめることによって、お困りの方が相当数いらっしゃる。現に、これを見たら74件も利用されている方がいると。こういう観点で守るという意味では、僕は、もう、いいことをやっていただいたなと思っております。で、これ当面の間としているんですけど、当面の間とはいえ、大体いつぐらいまで想定されているのか。現段階での考えをお聞かせください。

○赤海コミュニティ総務課長 こちらですが、やはり今、特別区、23区全体の区長会ですとか、担当者会というのでしょうか、の中で、これから進めていく話になっていくんですけども、現在のところ、そういったいわゆる上部の会議体の中でも当面の間という表現にとどまっております、いつまでというところには、まだ踏み込んでいない状況でございます。

○米田委員 この状況がしばらく続くと思いますんで、その間は続けていただきたいなと思っております。

一方で、墓地埋葬法を改正する動きがあります。国でもこの間、厚生労働大臣に申入れしたり、都議会でも第3回定例会で話題になっています。こういった状況をどのように注

視されているかもお聞かせください。

○赤海コミュニティ総務課長 今回のこの問題がおおむね表面化というのでしょうか、して、また葬儀費用がどんどん、葬儀、火葬料金が上がってきているという中で、当初、特別区長会からも東京都への申入れというのでしょうか、行っておりましたし、今回に当たっても都知事が所信表明の中で東京都が検討していかなければいけないことをおっしゃっておりますので、そういったことに関しては、私どものほうでも主に報道ですとか区長会等々からの情報提供を受けながら把握に努めているという状況でございます。

○米田委員 それを踏まえて、区として今後どのようにお動きになるのか。例えば、都知事に許認可制を求めているのか、はたまた国に制度改革を求めているのか。区としての動き、考えがあれば、最後にお聞かせください。

○印出井地域振興部長 本日は区民葬儀という仕組み、それが、一部の事業者さんがそこから抜けられたことに対して暫定的な対応ということでご説明申し上げました。一方で、米田委員からのご指摘は、やっぱり東京23区における火葬料金が全国に比べても非常に高いと。それは値段のことだけではなくて、今後の多死社会を踏まえて、処理というのかな、対応能力の問題もあるだろうということかなというふうに思っています。

その辺りについては、実はなかなか、所管をまたぐ、保健衛生部門と所管をまたぐことになりますので、私の立場だけから軽々には申し上げられませんが、議会のほうからも火葬場の設置、23区連携してという意見書も出されているところでございますので、我々は区民葬儀を所管する立場として、今後の多死社会、千代田区も例外ではないと思いますので、そういったものを踏まえて、火葬場の高騰あるいは火葬能力の今後の見込みについて、我々としても区長会あるいは関係部長会、そういったところからしっかり情報共有をして、今後、庁内横断的な課題として、幾つか対応についての案を頂きましたけれども、そういったことが、千代田区として、あるいは23区として取っていただけるかについてはしっかり検討してまいりたいというふうに思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。はい。

のざわ委員。

○のざわ委員 この助成制度創設に関しまして、ちょっと具体的に教えていただきたいんですが、この東京博善さんは、これ、結局、9万円でやりますよということに対して、区は、区民葬儀5万9,600円ですから、その差額を助成制度、助成いたしますよと。ちょっとそこら辺の値段、お値段、具体的な、あの、教えていただけたらと思います。

○赤海コミュニティ総務課長 現状では、今、委員ご指摘のとおり、火葬場のみに焦点を当てると、その差がというふうになっていくかと思いますが、先ほど説明でも少し触れましたように、今、物価高ということで葬儀全般に関して様々なものが、葬儀だけではないですけれども、上がってきているというようなことも踏まえながら、どれぐらいの、1件当たり費用助成をしていくかということは今後、担当、特別区の23区の会議体の中で進めていくという状況でございますので、今、金額に関して明言はちょっといたしかねる状況でございます。

○岩佐委員長 まだ決まっていない。

のざわ委員。

○のざわ委員 東京博善さんは、ここにある六つの斎場以外で、ホームページ等を見ます

と、お花茶屋会館ですか、要は23区、70%のシェアを占めますということを書いてありまして、一般的に考えまして、この区民葬を取り扱わないということで、区が助成をするということになりますと、かなりの、その売上げが、まあ、あの、あ、そうではないですね、すみません。ちょっと間違えました。あの、えっと、その、えっと、今、あの、その、知事が東京のほうに求めているのが、今、話もありましたけども、その埋葬法、墓地埋葬法の中で一番のポイントが、火葬料金の妥当性を自治体が判断して指導できる内容にはなっていないこと、都が火葬場の指導監督で、その料金を含めた指導が適切に行うことができるかという法改正の見直しを行っていると思うんです。その流れが、の結果を見ながら、どこまでやるのかという話になってくると思うんですが、その、えっと、あの、東京博善さんも、何ていうんですかね、この、その、えっと、火葬、あの、この決定によってはかなり収益的に厳しい状況になるということになると私は思うんで、申し上げたいことは、千代田区として可能でしたら、この東京博善さんの、その、あの、あの、株の買取りも含めた提案もされるという、法改正を行って指導する、新しい葬祭場を造る、もしくはこの東京博善さんの株式の買取り、そういうものを、多分、検証ができるデータが出てくると思うので、そういうのも含めた火葬場の今後の考え方を、千代田区から23区会のほうにお話しするののも一つの方法ではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○印出井地域振興部長 先ほど米田委員の、委員の指摘とも重なるところがあるのかなというふうに思っています。のざわ委員からのご指摘がありましたけども、都知事が火葬場指導、監督する区市町村と連携をして、料金を含む火葬場の経営管理に対する指導が適切に行えるか、法の見直しを含めて国に求めていくということを今回表明されたところでございます。その中には、もちろん指導という部分と、あと民営の葬祭場を公営化していくというようなところ。その辺りについては、なかなか千代田区1区で、で、とりわけ千代田区の中に新たに火葬場を造るとか、というところも難しい中で、千代田区で発信ということについては、一つのご意見として承りますけれども、やはり都と区、23区と連携しながら進めていくのが適切じゃないかなというふうに認識しております。

○岩佐委員長 大丈夫ですか。

○のざわ委員 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに、この火葬、区民葬儀についての質疑がございますか。

○はやお副委員長 これのところが、令和6年度の、4番ところのね、令和6年度、死亡者数が489人ということで、それで、あと利用者数が74件ということだから、そこを、分母を489にして74とやると約15%ということになりますね。まず一つ聞きたいことは、今年は急遽のことなんで、これは予算として予備費で対応しているのかどうか一つと、結局は火葬だけで3万400円違いがあるわけで、そこを補填していこうと、当面の間は。今後、この辺のところについては、なかなか予測できないことだろうとは思いますが、今後の予算に向けて、まあ、4定、この3定を踏まえてくると予算編成が出てきますので、この辺はどのような数値で何か予算化する考えがあるのか、また違う方法で考えているのかお答えいただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 まず一つ目の、今年度の状況でございます。今回、東京博

善さんが離脱をするのが来年の3月末ということで、来年度以降、区民葬儀券が使えないということになりますので、今年度いっぱいはいこれまでどおりの状況でございますので、予算措置は今必要ない状況でございます。

また、来年度に関しましては、ちょっとまだ、先ほど金額がどうというのがまだ全然詰められていないという状況もございますが、おおむねというところと、あの金額ですね、おおむねのところと合わせて件数に関しては、今お示ししているようなものの数字プラスアルファ程度でちょっと検討していく必要があるかなというふうに今考えているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 ほかに何かご質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、特別区区民葬儀における助成制度創設についての質疑を終了します。

次に、物価高騰対策区民の暮らし支援事業の実施状況について、理事者からの説明を求めます。

○清水コミュニティ政策担当課長 それでは、物価高騰対策区民の暮らし支援事業につきまして、地域振興部資料4に基づき説明いたします。

本事業につきましては、今定例会の代表・一般質問においても、給付実績や効果検証等についてご質問を頂いているところでございます。現在、ほぼ全ての対象者への配付が完了いたしましたので、本日は、事業の進捗状況とともに、データに基づく現時点での効果検証について報告をさせていただきます。

それでは、資料をご覧ください。項番1、事業の概要及び目的でございます。改めてのご報告となりますが、物価高騰による区民の皆様の家計を支援するため、区民お一人当たり5,000円分のプリペイド型ギフトカードをお送りするものです。

次に、項番2、スケジュールでございます。これまでのスケジュールと今後のスケジュールというところで、記載でございます。

まず、本年7月30日に対象者の方へのギフトカード送付を開始いたしました。郵便局から段階的に発送をかけておりまして、8月中旬までには全ての対象者の方への郵送が完了しております。ただし、ギフトカード、原則として対面での手渡しとなりますため、この期間中にお受け取りいただけなかった方が一定数いらっしゃいます。そのため、この一度目の配送でお受け取りいただけなかった方向けに、8月末に一斉再配送というものを行いました。

今後の予定でございます。事業内容や配送に関するお問い合わせ、様々頂いておりますが、現時点で減少傾向であるということを踏まえまして、コールセンター開設からちょうど半年に当たる12月19日に、本事業に関するコールセンターを閉鎖いたします。それ以降のお問い合わせは、引き続きコミュニティ総務課にて承ります。

事業全体の終了は年度末3月31日を予定しております。

次に、項番3、配付状況でございます。まず、表の下のところ、合計、配付対象者数ですが、6万8,820名となっております。3月17日時点での基準日ですね、ここの住

民登録のある方がベースとなりますが、配送する時点で居住実態がないなどの理由によって住民情報が職権で消除されている方も若干いらっしゃいます。こういった方の調整も加えまして、今回報告させていただく数字が確定した対象者数でございます。

カードが到着した方の数でございますが、8月末時点で6万2,900名、率にして91.4%でございます。その後、一斉再配送して配送を行った結果、到着した方の数は6万6,253名、率にして96.27%となっております。9月19日時点の今の持っている最新の状況としましては、96.27%の方に到達をしているという状況です。この後ご報告をする使用金額と時点を合わせるため、表の上では8月31日、8月末の到着数を記載させていただいております。

続いて項番4、使用状況でございます。8月31日現在の使用金額は合計で6,780万5,843円となっております。8月31日時点での給付総額に対する割合は約22%でございます。

この下、ページ、またがりますが、主な使用先として上位10社を掲載しております。1位はインターネット通販サービスとして通信販売そのものであったり、通信販売を利用する際のポイントの購入、ポイントのチャージというところにお送りをされてございます。

一方、2位以下に目を向けますと、スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、そして家電量販となっております。

それぞれの使用場所の詳細まで分析をいたしますと、スーパーと家電量販店はほぼ全てが区内店舗でございました。コンビニエンスストアとドラッグストアにつきましては、他自治体での消費、一定数見られるものの、全体としては千代田区内の消費というものでございましたので、区内店舗を中心として消費されている状況でございます。

次、項番5番目でございます。本事業に付随して実施したアンケートの回答状況でございます。9月19日現在で697名の方にご回答を頂いております。

まず、給付の形態について伺いましたところ、ギフトカード形式で問題ないと回答された方は全体の半数以上に当たる384名、率にして約55%でございます。一方、申請手続きが必要でも現金給付のほうがよいと回答された方が120名、率にして約17%でございます。その他としては、デジタル形式での給付を希望された方が現金とほぼ同数の119名、その他と回答された方、72名でございます。その他のご意見の中には、例えば事務費が極力かからない方法を望みますといった声であったり、給付を頂くよりは減税のほうがありがたいといったお声もございました。

また、その次、②のグラフでございます。主な使用場所について、今後の予定も含めて伺ったところ、491名の方、率にして約70%の方が区内で使った、あるいは今後区内で使う予定というふうに回答をされております。

こうした状況を受けて、項番6、現時点での効果検証でございます。まず、使用先としてスーパー、コンビニが上位を占めていることから、生活必需品の購入支援という本事業の趣旨に沿った効果があったと考えております。

また、区内店舗で活発に消費されていることが確認できたことから、区内経済にも一定の効果があったと考えております。

なお、インターネット通販サービスも一方で活発に利用されておりますが、主に若年層の方の利用が多く、若年世代、生活必需品の調達にネット通販を多く利用しているような

状況がうかがえるところです。

また、アンケート結果から、今回の給付手法であるカード形式、これについても一定の評価を得られたものと考えております。

今後も区民の皆様の声やデータの推移等を踏まえ、効果検証を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、この件に対しての質疑を受けます。なし。

○のざわ委員 この主な使用先のA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、これで、その、あの、そうですね、千代田区に、難しいんですけど、千代田区に本社があるとか、コンビニエンスストアだったら千代田区のお住まいの方がフランチャイジーをしているとか、千代田区にお住まいの方、事業者の方のこういうお店にお金落ちたパーセントというところまで調べることはどうなのかということに関しまして、お考えはいかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 ただいま、のざわ委員からご指摘を頂きました使用先のところです。使用した、使用された方、上位のところの、例えば本社、最初のところでございますが、すみません、全ての業者に対して本社はここという対応関係、まだ全て整理しているところではございません。ただ、コンビニ事業者の最もシェアを占めているコンビニのところの本社、これは千代田区内にございますので、本社ベースで言うと、千代田区もそれなりの関わりを持っている、そういう業者がこの中には含まれているものと認識しております。

続いて、実際にこのなりわいとしてお店を経営されている方もしくは住んでいる方がそのフランチャイズをやっているかどうかということについては、ここも、申し訳ございません、データとしてまだ我々探って持っているものはございません。一旦、生活者視点、生活必需品の購入という視点での効果ということでもまとめてございます。ただ、事業者、規模がさほど大きくないところであったり、個人経営の方々についての効果ということも、これまでご指摘賜っているところがございますので、今後この事業を年度末にかけて進んでまいりますけれども、可能な範囲でしっかりとその辺りの情報も取ってまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

のざわ委員。

○のざわ委員 今回、委員長、今回の取組、本当に、皆様から本当にうれしいというお言葉をいっぱい頂いていますので大変よかったなと思っているんですが、また、難しいんですけども、現金のご商売をされている方のごところへのご配慮と、あと、一般質問でも申し上げましたが、「今後の物価高騰対策については、国の動向や経済社会情勢を踏まえて、区として必要な施策を適宜適切に判断してまいります」というお答えを頂いているんですが、その状況の中で、また所得税、雑所得に関わらない範囲内でのこのような取組をしていただくのは、経済、多分ますます厳しくなると思いますので、この2点、いかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 ただいまご指摘いただきました2点のうち、まず1点目、現金のみ取り扱っている事業者への考え方というところでございますが、これも頂いているご意見、これまでのご意見の中で課題だとは思っております。物価高騰対策、今回、

区民の暮らし支援事業ということで、生活費の上昇に対して区民の方が、家計が逼迫しているところを支援していくということで、その、まさに区民の皆様がよく利用されるところにストレスなく迅速に給付ができる、そういう立てつけで、この事業というのは進んでいるところでございます。そういった観点から、スーパーマーケットであったり、コンビニエンスストア、クレジットカードに基本的には対応している、こういったところで迅速にご利用いただけるという制度の中でこの事業でございますので、まずは、その目的というものをしっかりと達成していきたいというところでございます。クレジットカードがない個人事業店のところにつきましては、デジタル機器の導入に関する助成制度であったり、東京都がやっているところ、ここも研究をしていくと。また、商工振興の政策の全般の中でもしっかりと、そこは検討課題にはなってくるかなというふうには思っております。見据える対象が、どちらかというと生活者視点ということでやっておりますが、のぞき委員からご指摘のところというのは今後の施策検討にもしっかりと意識はしたいとは考えております。

もう一点、今後、国の動向も踏まえてというところでございますが、本会議と繰り返しになって恐縮ですが、国の動向、社会経済情勢、そこを踏まえて、国におきましても今後どのような、全国自治体向けに経済対策というのは打たれていくかというものもございしますので、しっかりと注視をしていきたいと思います。

また、所得税、雑所得とかに関わらないというご提案も頂いております。現時点では、例えば国が指定をする事業、例えば5年前のコロナの給付金、10万円の給付金などは国の制度の中で行っていて、そこは非課税ということで国の事業であるからということで整理されております。原則、今のところ、自治体が個々に行う施策、これに基づく給付というのは、一般論としては所得税の対象となってしまうというのが実情でございしますので、こういった制度の制約の下、効果的な区民支援というのはこういったものかというのも引き続き検討してまいりたいと思います。

○岩佐委員長 いいですか。

○のぞき委員 はい。

○岩佐委員長 田中委員。

○田中委員 全区民への一律の配付ということで、給付ということで大変ありがたく、区民の皆様からも千代田区民でよかったとか、そういうお声を頂いております。最善の方法をいろいろ考えていただいて、やっていただいて、今回はギフトカードということだったんですけども、この配付状況で、先ほどご説明の中にあつた居住実態が確認されず、情報が消除された方というのは、この宛先不明というところに入るのでしょうか。それとも、また別に、もうここには入らない形で、ということでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 ただいまご指摘いただきました住民票の情報が消除された方というのは、すみません、この表の中には具体的にそこが何名というふうには、この中には含まれておりません。ここで言う宛先不明というのは、郵便局が一斉配送をかける場合に、郵便局のその配送の中で、住所は合っているんですけども、その居住実態が確認できていないと、いわゆる宛所に尋ねありませんという郵便物であれば、そういった記載で返ってくる、こういった方々の部分を集計したものとして「宛先不明」という表示をしております。

○田中委員 そうしますと、じゃあ、このような方々というのは今後の消除の対象になるというような方なんでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 はい。今回、配送を一斉にかけたことで、このような宛先不明の方、また、これからまた確定していきますが、居住実態というものがなかなか確認できず、この方は住民登録上、正しいのかどうかという方が少数として把握できる可能性はございますので、そういったデータが集まりましたら、窓口の関係所管と、そこは連携をして、どのような対応を取っていくかというのは協議しながら対応を考えてまいりたいと思います。

○田中委員 はい。ありがとうございます。

そうしますと、次に、この未着の方々へのご対応なんですけれども、1回、既に8月31日の時点で再配送をさせていただいているということなんですけれども、今後はもうこのままでということなのか、またされるというご予定があるのか教えてください。

○清水コミュニティ政策担当課長 未着の方ですが、8月末時点で5,200名ほど、で、その後、一斉再配送をかけて、その5,200名のうち、ほぼ半分ほどの方にご到着をしておりますので、今時点で未着というところと言うと、2,000名台ということになってまいります。この方々の今後というところは、まず、こういった方々、居住実態がないのか、もしくは転出をして、さらに郵便局に対して転送届をかけていないので、そこにたまってしまっている方なのか、まずは内訳、実態をしっかりと確認していきたいというふうに思っています。これ、事業を行うときにあらかじめ、まず1回、一斉配送をかけて、その後、さらにもう一回、配送をかけますよということで、事業スキームをあらかじめ明示して、これは行っているところでございます。その2回目が現在終わったということで、ここから先につきましては原則として、自分がまだもらい損ねていると、もらっていないんだということについてコールセンターに対してご連絡を頂いて、資格情報を確認して、個別に郵送対応というのを現在も行っているところでございますので、ご連絡を頂いた方々に対しては適切に対応していくということでございます。

○岩佐委員長 ほかに、この件について。

○はやお副委員長 まず、意外や意外、このインターネット通販のサービスに対しての件数が高いと。この辺、どういうふうに分析しているのかということと、今回のこの使用状況のアンケートについて、どのようなスタイルで情報、アンケートを回収したのか、そこをお答えいただきたい。

○清水コミュニティ政策担当課長 使用状況の中で、まず1点目でございます。インターネット通販が1位であったということの受け止めと分析でございますが、これですね、我々も予想していた以上にインターネットを大分使われているなというふうに考えております。ただ、この内容が、特にほかの自治体、先行してやっている他自治体ですと、スーパー、コンビニがかなり多いということですが、そういった自治体も所得制限ない一律の配送ではなくて、世代を区切って、高齢者を中心にお配りしているような、そういった自治体もございました。ですので、今回は全世代を対象に送っているということで、主に若年層の方々、インターネットになれ親しんでいる方々がダイレクトにこのカードを使うときに、今後のインターネット利用に備えてポイントにチャージをしていくということで、ある意味、残高の使い切りというのもそれできれいに完了していくやり方でございますの

で、若年層の方々が研究をして、そういった使い方をされているというふうに捉えております。

次、付随するアンケートでございますが、まずはお知らせ、区民の方に封筒でお知らせをする際に、二次元コード付でご協力いただける方はお願いいたしますということで、二次元コード形式での展開というものをしております。また、デジタル機器の利用が困難な方も一定数いらっしゃるというふうに認識をしておりますので、同じアンケートを用紙、紙化して、各出張所にそれを、配置をして、出張所に来て、お持ち帰りいただいて帰っていただくと。紙ベースでの展開というものもしております。

○はやお副委員長 非常にギフトカードが問題ないというのがすごく多いので、ちょっと驚いているんですね。先ほどの全世代に配っているということもあるでしょう。でも、まあ、肌感覚として何で現金でしないのとかね、そういう話をラジオ体操のときなんかでよく聞いたんですよ。それで結局、「端数が使えなくなっちゃうの、はやおさん、知ってたの？」なんて言われちゃったんだけど、「いや、びっくりしました」と言うしかなくて、そうしたら、そのところ、よく詳しく見ると書いてあるんですけども、その辺のところでは何かといったらば、もう一度確認しますけれども、それであればそのアンケートの回収について、そういうネットで、二次元コードでやってきた人の件数がどのぐらいで、そしてまた、手書きというか、そういうアナログでやってきた人はどのぐらいなのか。また、その構成比についてお答えいただきたい。

○清水コミュニティ政策担当課長 このアンケートにつきましては、二次元コードの展開と紙の展開をしておりますが、申し訳ございません、今、手元に双方の件数が何件に分かれているというところはお持ちしていなくて申し訳ないんですが、ただ、これ大半が、恐らくご指摘の、予想のとおりで、二次元コードでの内容でございます。紙でやられている方は、すみません、正確に申し上げられませんが、かなり少なく、恐らく10名に満たるか満たないかぐらいの状況でございます。

○はやお副委員長 やっぱり統計学、私も学生時代やっていますから、その母集団というのはどうかということがすごく大切になってくるんですね。つまり今、データである世代としては若い方々の意見という部分であると、今後のこの事業計画についての、やっぱり間違えてはいけないことになってくるので、そこは今後、正確なデータを回収していただきたいというのが1点と。そして、また、今後の検討の余地にもあるんでしょうけど、現金給付と、そして今のこのスタイルのカード方式にやる事務費というんですか、お金は同じことになると思うんですけど、この辺の比較というのはどのようにされて、今回はされていないのならされていないで、今後はどういうふうに検討するのかお答えいただきたい。

○清水コミュニティ政策担当課長 まず、アンケートの母集団の考え方でございますが、そのとおり今回はデジタル形式でのアンケート回答された方が非常に多いので、デジタルに親和性のかなり高い方が前提であるというふうには受け止めております。ですので、このアンケートそのものが世論全体を表すというまでには捉えてはおりません。あくまで事業を利用されている方の傾向としての認識でございます。

また、このアンケートに答えていらっしゃる方の年齢構成比を見たときに、もちろん若年層の方、多くはあるんですけども、60代の方や70代の方、こういった方もこのアンケートには大分参加をしておられているということで、80代を超えますと一気に減っ

てはくるんですけれども、なので世代、若年層のみというよりは、デジタルになれ親しんでいる方でもって母集団が構成されているという認識はしっかりと持ちながら、今後の検証というものにもつなげてまいりたいと思います。

そして、今後の検討として、この現金なのか、カードなのかというところ、特に事務費との兼ね合いはどうかというところでございますが、事務費という観点で言いますと、カードのほうが低額、安くなっているというものは確認できております。比較対象としてどこを取ったかといいますと、コロナ禍のときの緊急対応としての国の10万円給付、そして区独自の12万円給付、このときの事務費をまず我々の中で総ざらえをして、今回のカード事業の金額と照らし合わせたところ、やはり現金のほうが額面の上でも高かったと。特に何が高いかといいますと、給付をするためのシステムの改修というものの、カスタマイズというものもお金が大分かかっている、そこにかかっている。また、現金の場合は、公金受取が全てではないので、申請書をお送りして、頂いたものを審査をして、で、振込の処理をするという、ここの人手が非常にかかっておりますので人件費もかなり多くなっていると。何より制度設計が少し複雑になりますので、かかる、対応する職員の数もそれなりに必要であると、そういった事情がございました。カード給付に関しましては、給付をするためのシステム改修は不要でございまして、一律で発送する、郵送費コストはかかれど、その前段となる処理は大分お金はかからないと。そして、何より担当する職員も今回2名でやっておりますが、2名の職員、で、しかもほかの仕事も抱えながらこの業務ができていたということで、職員の人材活用という面でもかなり大きなメリットがあったというふうに現時点では考えております。

○はやお副委員長 今後、令和8年度の予算編成方針の中に、EBPMということで、根拠ある数字を出していこうということ、効果を出していこうということからしたときに、本来であれば、今回のここも当然計算されてなくちゃいけないんだろうけれども、その辺がどのように、例えばその効果をどのような数値として設定していて、今後、現金給付ですから、今回の、ああ、ごめんなさい、実際現金で、現金給付制度というか、現物給付ではない、つまり制度でやるんじゃないというところからしたときに、単発なのか、またさらに考えていくのかといったときに、今回のあれをどういうふうに考えていくのか、お答えいただきたい。

○清水コミュニティ政策担当課長 今後、これから先に同様のことを、この給付として行っていくことが、可能性としては今後、将来というのでも想定されるかと思えます。その中で、現金でいくか、カードでやるか、で、今回のデータをどのようにこのEBPMとして結びつけていくかというところですけども、まず一つ、使い勝手は間違いなく現金に優位性がある、これは十分に我々も認識をしております。ただ、今回、カードという形式を取ったときに見えてきたものが、事務費の圧縮、そして迅速な事業の執行、そして人材の有効活用と、こういったところで、使い勝手は現金に劣るものの、その他、幅広い指標でもって、かなり現金に対しての優位性というものを発揮されているというふうに捉えておるところでございますので、まずは配って全て終了ということではなくて、この配ったことで、こういったコスト面、そして政策面での効果が現れてきているのかというものは今年度かけてしっかりとまとめていきたいと思っております。それを含めて、なお現金のほうがよいのか、やはり同じスキームで、カードでまたチャレンジしてみるのがよいのかとい

うところは、しっかり全庁的な判断、検討の俎上にものせながら、何が区民の皆様にとってトータルでよいのかというのを考えてまいりたいと思います。

○はやお副委員長 最後ですけれども、結局そういうことを考えながら、かなり今回のところについては、5,000円ということに関して、その根拠を随分、予算のときですよ、たしかね、これね。で、補正予算だったかなんとか、ちょっと記憶に。で、そのときに「どうしたことだ」と言ったときに「お米が5,000円ですから」と、「そしたらお米券じゃねえか」って、僕はちょっとやじ飛ばしちゃったんですけど、そういうことよりも、やっぱり支給されることはあれなんで、そのこのところの根拠だとか、そういうものを明確にして、あと事務費については、こういうことでございますのでカードのほうにしたいという、そういうきちと、まあ、あのときはね、急いでだから、あんまり細かくは聞かなかったけれども、今後、ある程度、来年について向けてやるということであれば、そのこのところも分かりやすく提示して答弁いただきたいんですけど、いかがでしょう。

○清水コミュニティ政策担当課長 ただいま、はやお副委員長からご指摘いただいた視点はしっかりと大事に持ちながら、今後の施策展開を図ってまいりたいと思います。特に給付事業を打つ場合には、なぜその金額なのか、そしてターゲットはどういった方々を想定しているのか、それをやることでどういった効果をもたらすのかというものはしっかり前提条件として、しっかり仮説を立てた上で、で、説明責任という意味でも、しっかり数値を示しながら、こういった効果、考え方があるのでこういった施策で行きますと。広報周知の面でもしっかり分かりやすく進めてまいりたいと思います。

○岩佐委員長 田中委員。

○田中委員 1点追加で。使い残しの部分についてなんですけれども、先ほどお話があったように、チャージ、オンラインの、通販などにチャージすると使い残しがなくなるという問題が、あ、事実がありまして、この、じゃあ、例えばお店で、リアルで使われて残ってしまったとか、その場合に、その部分だけそれをチャージするとかというのが可能なのかということと、これは千代田区にかかわらず、カードの仕様として、5,000円を超える部分では使えない、要は5,000円の部分だけカードで払って、そのほかを現金なり、ほかの方法で、何ていうんでしょう、お支払いをそれで完了するということができるという仕組みだと思うんですけど、そのこの部分に関しても、今後何か改善の余地があるのか、教えてください。

○清水コミュニティ政策担当課長 まず1点目のご質問で、少し使い残してしまった場合にオンラインのチャージができるかということなんですけれども、チャージをするサービスというのは、世の中、様々展開されておりますけれども、全てではないんですが、一部の、割と代表的な通信販売といえはあそこというようなサービスがございます。ああいうところは、かなり細かい金額でもチャージが可能というふうには聞いております。なので、できるところ、できないところはありますが、少し、僅か残ってしまったものについても、オンラインサービスの中で吸収できる可能性があるということで、現時点では申し上げたいと思います。

次、このカードの仕様でございますが、やはりこの5,000円をどうするかというのが、現在のカードの仕様、立てつけでございます。支払い形式が、これ、クレジットカード5,000円ということになりますので、現時点でこのカードを、使い勝手を広げてい

くというのをカード会社のほうが決断、すぐにできるという状況ではございません。

ただ、クレジットカードと現金を併用するという会計処理が可能かどうかというのは、お店の個々の運用によっても変わってまいります。特に、大手コンビニエンスストア幾つかにお伺いをしましたが、コンビニエンスストアのセルフレジに関しては、ちょっと支払い手段をカードと現金というのはできないということが確認できております。

ただ、一方で、例えばですけど、ドラッグストアですとかその他のお店も、申し出ていただければ、カードの残額とプラス現金ということでもできますよというふうにおっしゃっているお店も、一定数ございます。そこは、使われるお客さん自身のご確認と、お店方の確認にはなるんですけども、区としても調べて、ここのお店は併用ができるというものについては情報収集、アップデートを重ねております。で、確認ができたところは、店舗側の承諾も取った上でホームページに掲載して随時更新をかけているので、ホームページ側で一定数ご覧いただくことも可能でございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに何かご質疑はありますか。大丈夫ですか。あ、はい、のざわ委員。

○のざわ委員 このスケジュールでこれ、ホームページのほうに、その、あ、一応、このコールセンター終了とか、事業終了みたいな告知、ぎりぎりやっていたらしゃるんで、どう、こういう表現になるのかなと思いながら。こういうスケジュールの告知も、可能な範囲でされたほうがいいのかなのというのと、これ、未着等の方々は、税収的には、どういふふうになれるのかなというのは、いかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 今後のスケジュールにつきましては、ホームページの更新の中で、時点時点で分かりやすく発信に努めてまいりたいと考えております。で、最終的に未着となった方の分の5,000円の給付分が、これ、区の持ち出しになってしまふのかどうかという、そういったご質問なのかなというふうに思うんですが。実は、このカード事業は、相手方に到達をして初めて精算と、区側に請求が入るという、そういった立てつけになっていて、居住不明ですとかいろんな事情で、最終的にお受け取りいただけなかった分については区側に請求が入りません。

これ、実は大きな特徴というふうに捉えていまして、本当に届いて使える状態になった人の分だけ、公費からの支出が入るということでございますので、そういった面からも有効な公費の活用というところは言えるかなというふうに考えております。

○のざわ委員 今のところ、区民の方に開示してもいいんじゃないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○岩佐委員長 別に区に、区がお金を必要時に払っていないという……

○のざわ委員 お金の必要がないですよ、みたいな。未着分に関しては、区の請求がなければ、区の負担にはならないという……

○岩佐委員長 区の税金が無駄に使われていませんよという……

○のざわ委員 区の税金が不要ということは、心配する方もいないかもしれませんが……

○岩佐委員長 いえいえ、心配していますよ。

○のざわ委員 非常にいい点かなと思ったんで、アピールされてもいいんじゃないかなと

いうふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 ご指摘を頂きまして、どうもありがとうございます。

この事業は、ホームページ、専用のページを設けておりまして、何か情勢の変化ですとか、多いお問い合わせがあった場合には、Q&Aという形で質問と答えというものを列挙しております。で、その中で、今ご指摘いただいたものも新しいご質問と答えという対応が、ちょっとできるかどうか確認を検討してですね。ちょっと発信というものも、検討してまいりたいというふうに思います。

○岩佐委員長 いいですか。よろしいですか。

ほかに、ありますか。（発言する者あり）

すみません。私も1点だけいいですか。

先ほどの未着の宛先不明になって居住実態がないという方に対してなんですけれども。こういったことが、この事業を通して実態として分かった後に、この居住実態がない方に対して、例えば、それこそ職権削除ですとか、いわゆる住民基本台帳法違反の事案じゃないのかというところを、庁内で連携して次のアクションに起こしたりするんでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 ただいま委員長にご指摘いただいたような状況が、この事業をやることで数として把握できてくるという可能性がございますので、まずは、最終的に未着となった人数、その中で本当にそういった疑義のある方がどのぐらいいるかというのを精査した上で、で、それをつかんだからには、しっかりと庁内で情報連携を図って、法に基づいた必要な対策というものを連携して打っていくということでございます。

（発言する者あり）

○岩佐委員長 調査するんだから。

ほかに質疑がなければ、ここの部分は、（発言する者あり）終了します。はい。

以上で、地域振興部の報告を終わり、続けて政策経営部の報告に入ります。政策経営部（1）少額随意契約の基準額の引上げについて、理事者からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 それでは、少額随意契約の基準額の引上げにつきまして、政策経営部資料4に基づきご説明をさせていただきます。

項番1、引上げの経緯でございます。地方自治体が行う工事や財産の買入れ等の契約のうち、予定価格が、地方自治法施行令で定める基準額の範囲内であり、かつ、地方自治体の規則、こちらは千代田区の場合は、千代田区契約事務規則でございますが、こちらで定める額を超えないものについては随意契約（以下、こちらを少額随意契約とさせていただきます）が、可能となっております。

このたび国は、物価高騰や事務の効率化の観点から、令和7年4月1日を施行日として、地方自治法施行令を改正し、基準額の引上げを行いました。少額随意契約の基準額は、これまで改正前の地方自治法施行令の基準額と同額に設定しており、近年の労務単価や資材費など物価高騰、事務の効率化の観点から、区においても改正後の地方自治法施行令の基準額と同額に引上げを行うものでございます。

項番2、引上げの内容でございますが、（1）少額随意契約の基準額を、法の改正と同様に、下記表のとおり改正いたします。なお、契約の種類五の物件の貸付けにつきましては、法の改正がございませんでした。

また、少額随意契約の基準額に合わせて設定していた各課契約。こちらは契約事務を各

課長に委任している契約のことですが、こちらなどの基準額についても、併せて引上げを行います。

（２）適用日です。こちらは、千代田区契約事務規則等の一部改正の施行日ですが、令和7年12月1日を予定しております。

３、適正な契約事務の徹底についてです。少額随意契約の基準額引上げに伴い、各課長の契約締結権限が拡大されるほか、年度途中での運用変更となるため、各課には事務処理の誤りや、改めて不適切な分離発注への注意喚起など、適正な契約事務の徹底につままして、研修や庁内周知をさらに強化していく予定でございます。

ご報告は以上です。

○岩佐委員長 はい。ご説明が終わりました。この件についての質疑を受けます。

○米田委員 労務単価とか物価が上がっているんで、こういうことになったということは認識いたしました。ただ、引き上げ後、随契が、これ恐らく相当増えるのかなと思っております。そのことで、入札が減少をする、で、自然に単価が高くなるおそれがあるのじゃないかという懸念に関しては、どうお考えでしょうか。

○湯浅契約課長 ざっと概算で、こちらのほうは令和6年度実績で数を出しておりますが、契約課契約につまましては、全体の中で1,056件に、こちらが対象となるかなと思っております。その中で、約132件が契約課契約から各課契約に変更する試算となっております。それほど、数としては大きなものではないかなと思っておりますが、米田委員ご指摘のとおり、金額のほうが上がっていかないような形で、それぞれ各課にはちゃんと見積り競争という形で適正な執行に努めていくように、契約課の方ほうから注意喚起をしたいと思います。

○米田委員 ありがとうございます。事務手続、少なくなるということは、基本的にはいいことだと思っておりますんで、その辺、しっかりやっていただきたいなと思っております。

ただ、対象拡大により、特定事業者との継続の契約が増えてくるといった懸念も区民から指摘されます。で、こういったことに関しての公表に関しては、どのようにお考えかお聞かせください。

○湯浅契約課長 基本的には、先ほどもご説明させていただきましたが、見積り競争という形で、随意契約といっても1社限定というわけではございません。もちろん1社で見積りがいいというような規定も設けてはございますが、原則といたしましては競争原理が働いていると認識しておりますので、また、そういったことができるように、注意喚起、研修等を行っていきたいと考えてございます。

○米田委員 大丈夫だということなんで安心していますけど、とはいえ第三者チェックとか、こういったのも定期的に必要だと思っているんですけど、最後、その辺についてお聞かせください。

○湯浅契約課長 基本的には各課の契約でございますので、監査委員会のほうでしっかりと監査をしていただけるというようなことではございますけれども、最終的に監査委員会のほうで指摘や注意があった場合は、契約課のほうに、その件数、内容というのが上がっております。そういった中で、契約のほうから改めて意見という形で監査委員のほうと連携してやってございますので、そういったところも含めて、しっかりと、さらに強化を図

っていきたいと考えてございます。

○岩佐委員長 はい。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 これは、時代の流れからしたらしょうがないことだと思うんですけど、基本的なことをちょっと幾つかまとめて聞きます。

適用日ということで、この事務規則を変えたのは以前何年で、どんな感じでなっているのか。

それと、あと、これはあくまでも規則ということですから、こういう報告スタイルになると思うんですけども。これは議案ではないということで、もう一度、議案にはならない内容だということの確認が一つと。

それと、あと少額随契、2番の引上げ内容の（１）のところの、今まで普通であればあれなんですけど、漢数字で書いてあるから、これは規則の番号に相応するというところで、ここはあえて漢数字で書いてあるかというところ。ちょっと何点かお答えいただきたい。

○湯浅契約課長 まず、改正ですけれども、前回、地方自治法が改正されましたのが昭和49年の3月ということでございます。このときに契約事務規則というのも改正してございます。

また、2点目でございますけれども、議案にならないかどうかというところですけども。こちらにつきましては、契約事務規則の改正でございますので、議案案件ではございません。

それから、漢数字を使っている理由でございますけれども、こちら、やはり契約事務規則と合わせて、こちらの記載とさせていただきます。

○はやお副委員長 それでは、もう最後。

あえて国のほうが、令和7年4月1日に施行していると。それでありながら、今回、適用日が、本区においては12月の1日ということなんで、何かというと、早くやるんだったら早くやればいいと思ったし、規則であればですね。それが、あえて、そんなゆっくりでもいいということであれば、年度後ぐらいでいいのかな。混乱を起こさないのかなと思うんですけど、何でこの適用日を12月の1日にしたのか。

それとあと、これについては、他区の動向、特に普通交付金のほうの額がなかったり、少なかったりしている港だとか、渋谷だとか、この辺はどのように動いているのか、この2点をお答えいただきたい。

○湯浅契約課長 まず時期でございますけれども、国のほうは令和7年4月1日で改正しておりますが、ちょっと先ほどの二つ目のご質問とかぶるかもしれませんが、9月1日時点で改正している区が5区でございます。そのほかが17区ということで、千代田区につきましては、さほど遅いほうではないかなと考えてございます。

なぜ12月1日にしたのかというところですけども、こちらにつきましては、どこで線を引くかというところでございますので、契約課といたしましては、年度替わりの4月当初というのは非常に契約件数が多いので、各課にしても、契約課にしても、間違いが起りやすい。また、こういった件数が多い中で、なかなか皆さんの理解が進まないのではないかとということで、12月ぐらいの時期ですと、当初契約の申請が始まるんですけども、契約件数というのは、ちょっと落ち着いてきているところもございますので、そうい

った中で12月1日が適正かというように考えてございます。

それから、他区の状況の中で、渋谷区や港区さんというところですけども、たしか渋谷区さんは、契約課で全て一括して契約をしていたかと思います。そういった中では、あまり影響がないのかなというところでございますので、改正していないようなところで、ほかの17区のうちに入っているのかなと考えてございます。

ちょっと港区さん自体は、すみません、今、ちょっと手元に資料がないので、すみません、分かりかねます。失礼いたしました。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」という声あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、この件について質疑を終了し、日程2、報告事項を終わります。

日程3、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。

それでは、執行機関のほうから何かございますか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 委員長、生涯学習・スポーツ課長。

○岩佐委員長 生涯学習……

○はやお副委員長 順番なんじゃない。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 あ、ごめんなさい。（発言する者あり）

○岩佐委員長 すみません。コミュニティ総務課長。

○赤海コミュニティ総務課長 コミュニティ総務課長でよろしいでしょうか。恐れ入ります。私のほうから2点、ご報告をさせていただきたく存じます。

一つ目は、定額減税補足給付金における予備費の充用についてでございます。当課で対応しております、今申し上げました定額減税補足給付金、今年度、不足額給付と申しておりますが、こちらにおける予備費充用についてでございます。

令和6年度、昨年度実施いたしました定額減税補足給付金、こちらは調整給付と申しておりますが、これは令和6年に把握できる課税情報である令和5年分の所得等を基にした推計額、及び令和5年12月31日現在の扶養親族などを用いて算定して給付を実施したものでございました。

今年度、令和7年度に実施しております不足額給付は、令和6年分所得税及び定額減税の実績などが確定した後に、本来給付すべき所要額と当初の調整給付額との間で差額が生じた方などに対してその差額を追加で支給するというもので、今進めているところでございます。

この不足額給付につきましては、令和7年度当初予算におきまして、定額減税補足給付金といたしまして対象人数4,500名、給付総額1億1,200万円と推計、計上し、ご議決を頂いたところでございました。本件給付の申請等が、国の指針におきまして10月末までに対象者から完了させることとされていることから、早急に対象者の方々への通知をするべく、対象者、それから給付額等の洗い出しを進めておりました。

しかしながら、ようやく9月の第1週に、対象者と給付額がおおむね確定したという状況がございまして、そのときに予算に4,100万円余の不足が生じることが明らかになりました。このことから、不足分について予備費にて対応させていただきましたため、ご報告を申し上げるものでございます。

もう一つ、よろしいでしょうか。（発言する者あり）はい。

続きまして、2点目でございます。指定管理者の事業報告概要についてでございます。

本日、万世会館に関しましてご審議いただいておりますところでございますが、例年、この時期におきまして、指定管理者による運営を行っている各施設に関する前年度のモニタリング結果についてご報告さしあげ、参考資料として各施設の指定管理者の事業報告概要というものを添付させていただいておりますところでございます。

実は、今回、地域振興部所管の指定管理施設におきまして、6年度に労働環境または経営財務モニタリングのいずれも該当がなくて、モニタリング調査がなかったということでございまして、今回、モニタリング報告がないという状況でございます。このことから、地域振興部所管の指定管理施設の事業報告概要につきまして、本日このように口頭でお話しさしあげた後に、委員の皆様にはポスト対応させていただきたく、ご報告さしあげるものでございます。

以上でございます。

○岩佐委員長 はい。2点、定額減税補足給付金の予備費の充用と、モニタリングの事務概要のポスティングの件、何か質疑とかはありますか。確認したいこととか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

続けて、ほかに、報告。生涯学習・スポーツ課長。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 第63回千代田区民体育大会の実施につきまして、口頭により情報提供させていただきます。

委員の皆様には既にご招待状のほうをお送りさせていただいておりますが、10月5日、今度の日曜日になりますが、午前9時30分から令和7年度の千代田区民体育大会が、外濠公園総合グラウンドにて開催されます。

第63回となります今大会におきましても、町会の皆様はもちろんのこと、町会に加入していない方、お子さん、ご高齢の方、障害をお持ちの方など、幅広い方々にお楽しみいただけるよう、様々な趣向を凝らしております。

また、11月に開催されます東京2025デフリンピックの紹介や、競技種目の体験ができるブースなども設けます。多くの区民の皆様にはスポーツの秋を楽しんでいただける一日となるよう、スタッフ一同、頑張ってお準備を進めておりますので、ぜひともご参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○岩佐委員長 はい。この件について何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会いたします。お疲れさまでございます。

午後1時05分閉会